

「九州エコライフポイント」取扱店規約

1 目的

この規約は、九州エコライフポイント取扱店における「九州エコライフポイント」の取扱い等に関する事項及び資金決済について定める。

2 九州エコライフポイント取扱店

- (1) 取扱店は、本規約を承認の上、九州版炭素マイレージ制度推進協議会（以下、「協議会」という。）が発行するポイント券を提示した者に対し、商品の販売またはサービスを提供することができる店舗とする。
- (2) 取扱店は、九州エコライフポイント取扱店登録申込書（様式第1号）、九州エコライフポイント取扱店店舗情報（様式第2号）及び九州エコライフポイント口座振込（変更）依頼書（様式第3号）を提出し登録を行う。
- (3) 取扱店は、ステッカー、のぼり旗等を店頭に掲示し、取扱店であることをPRする。
- (4) 協議会は、取扱店を九州版炭素マイレージ制度の協賛事業者として協議会のホームページ等広報媒体により広報するものとする。

3 取扱方法

- (1) 取扱店は、ポイント券を提示した住民に対して、1ポイントを1円に換算し、受け取るべき代金に充てるものとする。
- (2) 取扱店が行う商品の販売等がポイント券の額面相当額を下回った場合、取扱店はつり銭の払い出しは行わないものとする。
- (3) 取扱店は、ポイント券と現金または一般に流通する他の金券との引き換えは行わないものとする。ただし、取扱店において会計取扱いの便宜上、取扱店で従来使用する独自のポイント券等との交換はできるものとする。
- (4) 取扱店は、協議会からあらかじめ送付されているポイント券の見本と善良なる管理者の注意義務をもって照合するものとする。ただし、協議会が発行するポイント券に相違ないものと認めて商品の販売等を行った場合は、取扱店の責任は問わないものとする。

4 ポイント券の提出及び支払い

- (1) 取扱店は、受領したポイント券の切り取り部分を必ず切り取り、取扱店において再利用は行わない。
- (2) 取扱店は、受領したポイント券を原則として1ヶ月ごとに取りまとめ、九州エコライフポイント換金請求書（様式第4号）に受領したポイント券を添付して、翌月5日までにポイント運営管理事務局あて提出するものとする。ただし、取扱店は1ヶ月の請求金額が少額の時は最大3ヶ月分をまとめて請求することができる。
- (3) 取扱店が受領したポイント券を紛失した場合は、ポイント券に代えて取扱店が切り取った切り取り部分を提出するものとする。
- (4) ポイント運営管理事務局は、取扱店より提出された請求書とポイント券について確認し、確認できたものを協議会あて提出するものとする。

- (5) 協議会は、運営管理事務局から提出された請求書とポイント券のうち、毎月20日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに到着したものを、翌月5日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に登録された口座への振込により支払うものとする。ただし、協議会が別途定めた場合はこの限りではない。
- (6) 振込手数料は、協議会が負担するものとする。

5 偽造及び変造への対処

- (1) ポイント券の偽造または変造が発覚した場合には、事務局は取扱店に書面にて連絡し、その書面到着以降において取扱店は、より慎重な注意をもって取扱うものとする。
- (2) 取扱店は、ポイント券の偽造及び変造の発見及び流通防止に協力するものとする。

6 ポイント券の種類及び様式の変更

協議会がポイント券の種類、様式、色彩などを変更または追加する場合には、取扱店に対し、新しいポイント券が効力を生ずる1ヶ月前までに、協議会より取扱店に対してその見本に説明書を添えて通知するものとする。

7 登録の変更及び廃止

- (1) 取扱店は、登録内容を変更する場合は、九州エコライフポイント取扱店登録変更届（様式第5号）を協議会に提出するものとする。また、振込口座を変更する場合は、九州エコライフポイント口座振込（変更）依頼書（様式第3号）を協議会に提出するものとする。
- (2) 取扱店は、登録を廃止したい場合は、1ヶ月前までに九州エコライフポイント取扱店登録廃止届（様式第6号）を協議会に提出するものとする。
- (3) 取扱店が本規約に違反した場合、取扱店が暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有すると認めた場合、その他協議会が取扱店として不相当と認めた場合には、協議会は取扱店の登録を廃止することができるものとする。

8 差別的な取扱いの禁止

取扱店は、有効なポイント券を提示するものに対して正当な理由なくして商品の販売等の拒絶や、現金客と異なる取扱いをするなど、不利となる差別的な取扱いを行わないものとする。

9 本規約に定めのない事項

この規約に定めのない事項について疑義が生じた事項については、必要に応じて協議会と取扱店が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年7月9日から施行する。